

平成25年 藤枝市議会2月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成25年3月1日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案6件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第12号議案「平成24年度藤枝市一般会計補正予算（第5号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

初めに、「歳出3款5項5目 老人保健費及び4款1項6目 保健推進事業費について、それぞれ特定健康診査受託事業費、健康診査費の委託料を減額としているが、その理由及び受診状況を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「後期高齢者の特定健康診査については、加齢とともに医療機関で治療を受ける方が増え、受診者が見込みより減少するため、委託料を減額補正した。毎年、1,200人程が後期高齢者医療に移行しているため、分母となる人数が増えていることから、受診率は横ばいから微増となっている。

健康診査については、胃がん、子宮がん、乳がん及び大腸がん検診のいずれにおいても、受診者数が見込みより下回ったため、委託料の減額となった。受診率の向上に向け、無料クーポン券の配布等の努力をしているが、医療機関で定期的に健康管理をしている方が増えてきていることもあり、受診状況は当初見込みを下回っている。」という答弁がありました。

次に、「健康診査費のがん検診について、当初の受診者数の算出根拠を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「前年度の伸び率及び減少率を参考にして数値を出している。なお、子宮がん及び乳がん検診は、23年度から2年に1回の検診となっており、受診者数の算出には、本来、前年度受診するはずの方が受診していない場合、翌年度に再度、対象者として含めるということもあり、受診率の設定が難しい面もある。累積した数値を踏まえて、精査していきたい。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第13号議案「平成24年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、申し上げます。

一委員より、「歳入9款1項1目 一般会計繰入金のその他繰入金について、予算額の半額近くを減額としているが、その理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「これまでの国保会計については、法定外繰入を予算化していたが、会計の独立性の観点から、収支見込みの中で減額補正をしてきており、また、基金を充当して健全な財政運営を図ることで、特別調整交付金を獲得してきている。この特特の獲得が重要であるが、一般会計からの法定外繰入は、特特の評価基準では赤字補てんとみなされ、評価点数が現状よりマイナス20点となる。また、基金保有率がゼロの場合は、評価点数がマイナス5点となるが、基金残高があれば、評価点数は0点となる。これらについて、

特特の獲得に向けて有利な評価を選択した場合、繰り入れを減らしていく姿勢をとることが重要だと総合的に判断し、減額することとしたものである。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第18号議案「平成24年度藤枝市介護保険特別会計補正予算（第2号）」及び第19号議案「平成24年度藤枝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第20号議案「平成24年度藤枝市病院事業会計補正予算（第3号）」について、申し上げます。

一委員より、「退職給与金の増額について、内容を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「当初予算の退職給与金は、定年退職者の退職金のほかに、定年以外の退職者分である約1億円を見込んでいるが、今年度の退職者が、23年度より19人増加しているため、大幅な増額補正となったものである。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第45号議案「駿遠学園管理組合規約の変更について」、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。